

いじめ防止基本方針

いわき市立平第一中学校

1 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（※）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする。

なお、起きた場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行われることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

平成18年度文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」平成25年「いじめ防止対策推進法」より

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こりえる」という基本認識を持ち、全校生徒がいじめのない明るく楽しい学校生活が送れるようにするために、いじめ基本方針を策定した。

2 いじめ防止の校内組織の設置

いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を図るため、いじめ防止対策委員会を組織する。委員会は生徒指導委員会内に置き、構成メンバーは校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラーと事案により校長が認める者とする。また、生徒指導委員会と密接な連携のもとに運営する。

- (1) 毎月2回（隔週の火曜日）生徒指導委員会開催時に、いじめ防止対策委員会も実施する。また、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- (2) いじめ未然防止の推進、基本方針に定める措置の実施、進捗状況の確認、実施状況の評価を行う。
- (3) いじめに関する通報を受け、いじめ事案の調査及び対処を行う。

3 いじめ未然防止のための取り組み

(1) 学校で

普段の生活の中で、あいさつや声かけ、共感的な人間関係の構築、自己決定の機会の提供など学校教育活動全般を通して子どもたちの自己存在感、自己肯定感、自己有用感を育むことを目指した発達支持的生徒指導に取り組む。

- ① 生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教職員が生徒に教育的愛情を持ち、温かい学級経営や教育活動を開する。
- ② すべての生徒が参加し、認められ、活躍できる生徒指導の機能を生かした授業、「学び出す」「学び合う」「学びとる」授業を心がけ、学習に対する達成感や成就感を育てるように努める。また、自分の意見を述べたり、発表や制作したりする体験を通して、自己表現力を身につける機会を増やす。
- ③ 道徳の授業を核として、学校教育全体で道徳教育を推進するとともに、人権教育や情報モラル教育とも関連させ、正義感や正しい判断力、他への思いやり等の心の教育の充実を図る。
- ④ 生徒会活動やボランティア活動の積極的な取り組みと体験活動の充実を図る。
- ⑤ 教職員が互いに情報を共有し、チームとして子どもたちを支援する体制を築く。
- ⑥ いじめ防止の啓発として、人権作文やいじめ根絶標語・ポスターコンクールへの参加を奨励する。

(2) 家庭で

家庭教育の中で人格形成の土台をつくる。

- ① 社会の中でも自立して生きていくための、基本的な生活習慣を身につけさせる。
- ② 家庭生活を通して、善悪の判断力、他人を尊重する心などを育てる。
- ③ 家族の中の身近な大人が、いじめは絶対に許されないという姿勢を示す。

(3) 地域で

地域の子どもを地域で育てる。

- ① 地域行事への参加を通して、子どもが地域との関わりを深める場をつくる。
- ② あいさつ運動、ひと声運動により、子どもを地域で見守る雰囲気をつくる。

4 いじめの早期発見

(1) 学校で

① 生徒理解と日常の観察、教職員の協力体制

- 全ての教職員が生徒の様子を見守り、日常の観察を丁寧に行い、アンテナを高くして些細な変化も見逃さない姿勢を持つ。

※ 授業中の様子はもとより、朝・休憩時間・給食時間・部活動での観察、あげつちの点検等、日常当たり前に行っていることをさらに意識的に行う。

- 気になる変化等が見られたり、感じられたら、できるだけ速やかに情報を共有し、より多くの目で生徒を見守り、対応できるように努める。

- 心配な場合は必ず教師が関わり、問題の有無を確かめる。

② 困りごと調査・いじめ調査の実施

- 生徒対象に困りごと調査・いじめ調査を実施する。(5・7・11・2月)

③ 相談体制の確立

- 8月に二者教育相談、12月に三者教育相談を実施し、学級担任が直接本人と面談し、日常の様子を確認する。また、生徒の様子を細かく観察し、気になる場合は、チャンス相談の機会を隨時設ける。

(2) 家庭で

① 食事や家庭団らんの中で、親子の会話の時間を設ける。

② 子どもの様子の変化を見逃さずに確認する。

- 理由の分からぬ（理由を言わない）けがや傷がないかどうか。

- 病気でもないのに登校を渋ったりすることはないか。

- 交友関係（SNSを含む）、服装、持ち物、お金の使い方に変化はないか。

③ いじめ被害の疑いがある場合には、軽く考えず必ず学校に相談する。

5 いじめに対する措置

いじめの疑いがある行為が発見された場合やいじめに関する相談を受けた際には、いじめ対策委員会に報告する。判断材料が不足している場合には、関係者の協力のもとで、情報を集約し、事実関係の把握を行う。委員会は、報告された行為がいじめであるかどうか協議し、いじめを認知した場合は、委員会の判断のもとで、いじめた側といじめられた側に次のように対応することを基本方針とする。

① いじめられた側（本人）に対して

- 本人や周囲から聞き取りを行い、身体的・精神的な被害の把握に努め、迅速に初期対応を行う。苦しく、つらかった気持ちへの共感と、いじめから全力で守りぬく姿勢を示す。
- 休憩時間や登下校時などの巡回を強化する。
- いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。
- スクールカウンセラーと連携し、心のケアを図る。
- 問題が解決した後も継続して支援していく。

② いじめられた側（保護者）に対して

- 把握した事実を伝え、子どもを守り抜くという姿勢を示す。
- 問題解決に向け、学校の方針を示し、理解を求める。
- 指導の経過、家庭での様子等、相互の連絡をより密にする。

③ いじめた側（本人）に対して

- 事実を確認し、教育的配慮のもと、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度でいじめを阻止する。
- いじめの理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。
- 教育相談やスクールカウンセラーとの面談を行ったり、関係機関（警察署、児童相談所）との連携も図る。
- 限度を超える場合は、一定期間別室登校をさせるなどの措置をとることも考える。
- 問題が解決した後も継続して指導していく。

④ いじめた側（保護者）に対して

- いじめられた子どもを守る対応をすることへの理解を求めるとともに、いじめた本人を継続して支援していく姿勢も示す。
- 保護者に把握した事実を伝える。その際、子どもの話を聞いてもらうよう伝えるが事実を冷静に受け止めてもらう。
- 問題解決に向けて、学校の方針を示し、理解を求める。
- 被害生徒・保護者へ適切に対応（謝罪等）することを伝える。
- 本人同様に継続して助言していく。

⑤ 直接いじめに関係していない生徒（生徒全体）に対して

- いじめは断固として許されない行為であることを再確認する。
- 傍観することがいじめに加担することと同じであることを考えさせ、いじめられた生徒への苦しさが理解できるよう働きかける。
- 人の言いなりにならず、自らの意思で行動することの大切さに気づかせる。
- いじめを見たり、聞いたりしたら、必ず知らせることを指導する。

6 インターネット上で行われるいじめへの対策

(1) 未然防止について

- ① メディア教育指導委員や警察署員等外部講師を活用し、インターネットやL I N E 等のS N S の危険性や正しい使い方について指導する機会を設ける。
- ② 授業を通して、情報モラル教育を適切に行う。
- ③ 保護者にも携帯電話等の正しい使い方やインターネットを使用する際の留意点等や家庭でのルール作り等について通知し、学校と家庭が連携して指導する。

(2) 不適切な書き込み等のトラブルが発生し、いじめと判断される場合

① 人物が特定できる場合

- その理由や背景をつきとめ、根本的な解決を図る。
- 保護者に連絡し、連携を図る。

② 人物が特定できない場合

- 関係機関との連携を図る。特に学校単独で対応することが困難と判断した場合は、教育委員会や警察署に相談しながら対応を考える。

7 関係機関との連携

(1) いじめにより、生命・心身または財産に重大な被害を生じたり（疑いも含む）、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされているなどの重大事態が発生した場合には、速やかに教育委員会に報告し、対処について相談する。

(2) いじめが犯罪行為として取り扱われるべき者と認めるときは、教育委員会及び警察署と連携し対処する。

8 保護者への連絡と支援・援助

(1) いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導と保護者への助言を継続して行う。

(2) いじめ事案に関する情報を関係する保護者と共有するよう努める。

9 いじめ防止対策の評価

いじめ問題の取組について自己評価を行う。また、学校評価と併せて結果概要を保護者や学校評議委員会に報告する。

10 年間計画

4月 いじめ防止基本方針の公表（PTA総会）

5月 第1回困りごと調査、情報モラル講座の開催

6月 いじめ根絶標語・ポスターコンクールへの参加呼びかけ

7月 第2回困りごと調査、第1回学校評価アンケート、1学期の取組の反省

8月 二者教育相談

11月 第3回困りごと調査

12月 三者教育相談、第2回学校評価アンケート、2学期の取組の反省

2月 第4回困りごと調査、学校評価アンケートの公表

3月 3学期の取組の反省と次年度の計画立案